

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年10月10日 開会

令和7年10月10日 閉会

令和7年10月10日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 16 名

農業委員出席委員

2番 赤池 信敏	3番 桑原 康	4番 村松 義正
5番 佐野 守	6番 杉山 弘子	8番 中島 由美子
9番 佐野 むつみ	10番 牧澤 邦彦	11番 渡邊 勝彦
13番 荻 真教	14番 土井 一彦	15番 後藤 文隆
16番 富永 政則	17番 篠原 兼義	18番 樋口 公孝
19番 近藤 千鶴		

欠席委員

1番 脇坂 英治 7番 竹川 篤志 12番 佐藤 文雄

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井 治	2番 塩川 金彦	3番 佐野 耕三
5番 佐野 潔	6番 小林 寿恵	7番 渡井 將文
8番 加茂 光崇	9番 青木 秀道	10番 有賀 文彦
11番 原田 德行	12番 清 利之	13番 熊谷 勝史

欠席委員

4番 石川 哲郎

事務局職員

(併) 事務局長	野毛 裕紀子	次長兼振興係長	保坂 伸次
主任主査	押尾 貞治	主査	池田 幸司
会計年度任用職員	大原 勝		

議長

はい、どうも御苦労さまです。

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。速や

かな会議進行に御協力くださるよう、お願い申し上げます。

それでは会議に入る前に、本日の欠席１番、脇坂英治委員、７番、竹川篤志委員、１２番、佐藤文雄委員より、本日の会議に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたします。

会議録署名人についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人には、１８番、樋口公孝委員、１９番、近藤千鶴委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１８番、樋口公孝委員、１９番、近藤千鶴委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第４４号から協第１０号です。

初めに、報第４４号から報第４９号まで、一括して事務局から報告させます。

はい、事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。

それでは、令和７年８月２１日から令和７年９月２０日までの受理分について報告いたします。

議案の１ページを御覧ください。朗読します。

報第４４号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が２件提出されました。

続きまして、議案の２ページを御覧ください。朗読します。

報第４５号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第１８条第６項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が１件提出されました。

続きまして、議案の３ページから５ページを御覧ください。朗読します。

報第４６号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第３条の３第１項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、４件の届出を受理しました。

続きまして、議案の６ページを御覧ください。朗読します。

報第４７号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条第１項第７号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり３件の届出を受理しました。

続きまして、議案の７ページから１０ページを御覧ください。朗読します。

報第４８号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするためその農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり１４件の届出を受理しました。

続きまして、議案の１１ページを御覧ください。朗読します。

報第４９号 転用目的事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、１件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

はい、ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第４４号から報第４９号まで、報告済みとします。

次に、議第３８号「農地法第３条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

はい、議案の１２ページを御覧ください。

議第３８号 農地法第３条第１項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可決定申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。朗読します。

申請地は、田中町で大和跨線橋の南に位置する農地です。

受人は矢立町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。渡人が持っている持分全部の売買契約となります。

受人は現在申請農地で営農をしておりますが、2名での共同所有となっており、もう1人の共同所有者である渡人は遠方に居住しています。所有権の持分を購入し、単独名義にするための申請となります。

本年度も里芋や落花生を生産しており、持分取得後も、引き続き里芋、落花生などを栽培する計画です。

申請地には直近で農業用倉庫が建築されており、農機具などを格納していき農業用として使用することとです。

受人の許可後面積は、従前と変わらず365平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、外神に位置する農地です。

受人は外神にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人はいちごを栽培する農家で、いちごを生産する法人の役員でもあります。当該申請農地で、既に施設でいちごの栽培を行っているため、このたび土地を取得したいため申請に及んだものです。

受人の許可後面積は、154.41平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は、青木で富丘交流センターの西に位置する農地です。

受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。賃貸借契約になります。

受人は新規就農となりますが、以前より親名義の農地で農業経験があり、定年退職を機に、このたび営農を始めるものです。また、申請地を直近まで管理耕作していた法人に、親族が従事していたことから施設をそのまま承継し技術の習得指導を受けながら、引き続いて栽培を行う予定です。

受人は、ハウスでトマト、露地栽培でサツマイモ、落花生などを栽培する計画です。

受人の許可後面積は、4,778平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は、山宮で望月鉄工所第二工場の北西に位置する農地です。

受人は山宮にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は申請地の近隣に居住しており、また申請地農地の隣で営農しており、経営規模を拡大するため申請に及んだものです。受人の営農地にある建物については、申請人から写真の提出を受け、

農業用としてトラックや農機具などを格納していることを確認しております。

受人は、ジャガイモ、白菜などを栽培する計画です。

受人の許可後面積は、686.24平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は、上井出で上井出出張所の東に位置する農地です。

受人は山梨県富士河口湖町にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、富士河口湖町に既に農地を所有しており、また7月に農地法3条の許可も得て、市内上井出に農地を取得しております。機械も所有し、富士河口湖町で富士ヶ嶺を居所としながら、営農をしております。営農を予定する作目については、現在の山梨県の営農地より標高の低い富士宮市での農地を求めたとのことことです。

申請地までは、居所である富士河口湖町の富士ヶ嶺から20分程度の通作距離であり、問題ないとのことことです。農業経験は数十年あり、問題ないと考えます。

受人はブルーベリー、ミカンなどを栽培する計画です。

受人の許可後面積は、富士河口湖町と富士宮市を合わせて1,978.88平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪で青木共和コンクリートの北に位置する農地です。

受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、居所から近い休耕中の農地の購入依頼があり、地域の活性化に貢献したいとの思いもあり、兼業となりますが新規就農のため申請に及んだとのことことです。休耕中の農地を、既に土地の整地を終え耕作できる状態になっており、一部営農を既に開始している状況です。地域の農業従事者に指導をいただきながら、また研修にも参加し営農を予定していくとのことことです。機械も既にそろえており、また新たな機械の導入も予定しております。

受人は里芋、かぶ、落花生を栽培する計画です。

受人の許可後面積は、1,549平方メートルとなり、稼働人員は5名です。

第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪でJAふじ伊豆柚野支店の南東に位置する農地です。

受人は大鹿窪にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は、これまで法人が借りて営農をしていたところ法人での営農が難しいとのことで、このたび返還をいたしました。土地所有者より譲渡の打診があったため、法人役員の方が個人で引き継いで営農したいため申請に及んだものです。経験については、これまでも申請農地の営農経験があり、今後も以前に引き続きジャガイモやハーブなどを栽培し、農地の一部については新たに梅や栗などの果樹を植えて営農する計画です。

受人の許可後面積は、2, 0 2 3 平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第7項の申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、3項、6項及び7項について、担当委員の調査報告をお願いします。

3項、はい、お願いします。

18番 樋口公孝委員

18番です。ただいま審議中の第3項について、現地調査の結果について報告します。

10月7日火曜日午後2時から、申請者それから萩農業委員、事務局の押尾様、私の計3名で申請予定地及びその周辺農地について、現地調査をしました。受人は、このたび賃貸借契約にてハウス附属設備一式取得することになりました。

申請地は、数年前からハウス栽培をしており、トマトが栽培されております。

受人も、アルバイトをしてお手伝いをしていました。

また受人は、大鹿窪にて落花生、サツマイモ等の栽培もしております。

農業倉庫には、クローラー式の草刈り機、噴霧器、耕運機がありました。今回、トマトのハウス栽培のほか、荒れ地した場所に手を入れ、草刈りと耕運機で少しずつ畑に戻し、サツマイモ、落花生を栽培する予定になっています。

事務局の説明書どおりで、問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、17番。

17番 篠原兼義委員

はい、17。

議長

篠原さん、6、7続けてもらっていい。

17番 篠原兼義委員

はい、分かりました。最初に6項のほうからいたします。

ただいま審議中の第6項の調査結果について、報告します。

10月8日午後2時頃、受人と農業委員会、事務局担当者、それから私と申請地で申請内容について、話のほうを確認いたしました。

申請地は、義理の兄の所有地でしたけども管理ができないということで、購入という形になりました。

申請人は農業に興味があり、農業を行いたいと思っていたところでしたので、その申請地を購入

し、農業機械も実際にはもう購入してあります。

それで申請書の中で、栽培計画がありましたけれども、その栽培計画に沿って秋の野菜の種をまいているようでした。生産のほうの販路も自分らで考えて、直売所や飲食店などに直接の契約販売ができるように話をしているということで、飲食店のほうは承諾を得ているということで、飲食店のほうからは直接現場を見に来て、ここならいいよというような話を受けているというようなことです。この、今回申請した土地のところは耕作放棄地が非常に多いところでして、申請者が積極的に農業を行ってくれることによって、周辺の地域にはよい影響が出るのじゃないかなというように思います。

申請のとおりで問題がありませんので、御審議のほうよろしく願いいたします。

それが、6項のほうです。7項よろしいですか。

議長

はい、お願いします。

17番 篠原兼義委員

続きまして、7項の調査結果について報告します。

10月8日午後2時半頃、受人と農業委員会の事務局担当、私とで現地で申請書の内容について話を聞きました。

申請地は農業生産法人が、借地をしていて農業を行っていた土地ですけども、借地契約が解除されて、それに伴いまして譲渡人に返されたのですが、申請人が売買により申請地を取得し、新規に就農しようと考えたものです。これは先ほど、前の項で説明してありましたが、法人の役員の人が買って農業をやるということになっています。そこで、申請人が土地を買って申請地を取得して、新規就農したいということです。

申請人は、農業法人に勤務していましたので、農業の技術は持っています。それから、農業法人の解約した農業法人の役員をしていましたので、農業機械もそこが使えるということで、技術的にそれから機械についても安心していきます。

申請地では、ハーブと野菜、果樹を栽培し、周辺の商店等に販売契約を結んでいるということです。

周辺地域は農業地帯でありますので、周辺地域への農業についての影響はありません。

申請書のとおりで問題ありませんので、審査のほうよろしく願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第３８号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第３８号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第３９号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の承認について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

池田さん、お願いします。

事務局 池田主査

はい、事務局です。

議案の１４ページを御覧ください。朗読します。

議第３９号 農地法第４条規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

なお本件に係る、静岡県農業会議ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第１項及び別冊航空８ページを御覧ください。

申請地及び申請人については、議案のとおりです。

申請人は、申請地を含む近傍の農地について、落花生等を６反歩ほど耕作している農家となります。

申請地は、手前側道路から約２．５ｍ程度の高低差があり、申請者が所有する隣地の耕作地とも一体として利用ができない状況であることから、高さを合わせ効率的な耕作を行うとするため、農地改良を目的に一時転用をしようとするものです。

申請地は、時之栖グラウンドの北に位置しており、農用地区域内の農用地、いわゆる青地及び中山間地域内の小集団の生産性の低い第二種農地に該当する農地になります。青地の農地転用は原則不許可となりますが、一時転用の場合は例外的に許可の対象となります。

申請人と家族は、家業として建設業を営んでおり、公共事業で搬出された土を利用し耕作が不能となるような汚染土等は利用せず、高さについても道路面よりも低く盛り、表土については現在の農地の耕作土を別に保管して後に敷きならし、６０センチメートルから８０センチメートルの表土厚を確保する計画です。

完了後は、引き続き落花生を栽培する計画となります。

また、盛土規制法については申請済みであることを確認しており、このほか景観条例、土壤汚染対策法の手続について、県、都市計画課が受理済み、河川制御についても協議済みとなっております。

工事については、地域の自治会に回覧板を回して周知しているほか、隣地の農地所有者に直接対面し同意を得ているとのこと。また盛土規制法の基準、指導に沿って工事を行い、被害の発生防止を行うほか、万が一被害が発生した場合は、申請者の責にて解決いたします。

資金は借入れにより確保されております。

計画地については、県盛土規制法の申請がなされていることから、盛土規制法第12条または第30条に基づく許可申請の結果を証する書面を提示または写しを提出することという条件を付して許可を行います。

また工期については、盛土規制法の手続の許可後から、3年間を予定しております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

16番、はい、お願いします。

16番 富永政則委員

ただいま審議中の第4条1項について報告します。

10月3日午前10時半より、申請人、行政書士、事務局の4名で現地調査を行いました。

現地は、東側に水路、南側に水田とハウス、西に雑種地、北に道路の土地で、道路よりも2.5mほど低い位置にあります。

ここの一帯は、2年ほど前に農地を取得したということで、現在その地図に見る北側には野菜、南側の畑には落花生をまいてありましたけども、その部分だけが2.5mほど下がった地形になっています。

今回、農地の利便性をよくするというために、道路の高さまで盛土したいということでした。

面積が1.5反歩ほどあってかなり広い面積で、さらにその高さも2m以上かさ上げすること、大量の土砂を土を入れるということで、やっぱり入れる土砂に関しても、ちゃんとした検査の通ったものを入れるということで話をしていましたけども、あと南側との段差が2m以上、ハウスと南側の田んぼがありますけども、かなり段差ができます。そこは斜めにして、ハウスや田んぼのほうには水が行かないようにするというので、東側に水路が間に挟まっていますから、そのところに水が流れるようにするというのでした。

今後、県の盛土規制法やそれぞれの許可を取りながら着工したいということで、今事務局が報告

したとおり問題がないので、審議をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

はい、19番。

19番 近藤千鶴委員

はい、19番、近藤です。

この転用期間ですけれども、令和7年から令和10年の約3か年なのですけれども、3年という長い月日というのもちょっと気になる場所なのですけれども、また面積が大変広くてですね、この方は、落花生とかサツマイモを作っているということなのですけど、お隣もそれを作っているということなのですけど、何か御商売でもやられている方なののでしょうか。

議長

事務局。

事務局 池田主査

はい、まず一時転用期間なのですが、法制等、県のほうで期間というのが指し示されておりました、白地の場合は一時転用許可申請、静岡県の場合は5年を最長とし、青地の場合は3年とするというような期限がございまして、この期限内に行うということでこの期間となっております。

2つ目、この方が行っている御商売ということなのですけれども、建設業を営んでおりまして、その従業員さんと一緒に耕作をこの場所で行っているような状況になっています。

議長

はい、どうぞ。

19番 近藤千鶴委員

はい。こういうもし工事が完了したときなのですけれども、今までこうやって農地改良をやった後の新しい農地もいっぱい見てきたのですけど、なかなかキャベツでもデントコーンでも本当に作付られてるなというのは、ほとんど見たことがないわけでございます。ですので、これ3年たって、これが終わってから農業委員として、また農業委員会としてそこのように後追いするのか教えてください。

議長

事務局。

事務局 池田主査

今、近藤委員がおっしゃられたことは、非常に重要なことだと思います。当市なのですけれども、また推進会議のほうで改めて農地改良に関する説明を別途設けさせていただきまして、いろいろ御説明させていただければと思うのですが、やはり残土処分を目的として、農地を改良するという名

目で土を入れるようなケースがあります。これを監視ではないですけども、許認可を受けて手続を取ったものについても、その後ちゃんと復元されて耕作されるのかどうか、この点は非常に重要なところでありまして、今回の許可申請受けているものについて含めてなのですけども、実際行われているものについては、ちゃんと耕作されているのかどうか、許認可受けるときにはちゃんと耕作する計画があるのかどうかというのを、ちゃんと審議する必要があるかと思います。今回のケースについては、別途耕作計画のほうも出されておまして落花生作るよというところと、あと所有者さん自身が今まで耕作をしてきたという実績もある方ではございますので、そこのところをちょっと鑑みているところでございます。

19番 近藤千鶴委員

その後、よろしいです。

議長

よろしいですか。

19番 近藤千鶴委員

いいです。後でやるんですよ。農地改良のね。

議長

後でまだ、やりますので。

19番 近藤千鶴委員

農地改良のね。

議長

はい。ほかに質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって議第39号は、原案のとおり処理することに決定し、10月20日開催の静岡県農業会議常設委員会にて諮られます。

次に、議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。

議案の１５ページを御覧ください。朗読します。

議第４０号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするためその農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は９ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が、売買により権利取得し調整池の保安用地に転用しようとするものです。

申請人は、申請地近傍で砂利の採取事業を営む法人であり、申請地の隣地が自社の沈砂池兼調整池となっており、周辺の状況から崩落防止等の安全面を考慮して、保安用地として転用を計画したものととなります。

申請地は小集団の生産性の低い第二種農地となり、当該地でなければ保安用地として機能しないため、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は南を道路、東を山林、北及び西を調整池に接しており、周囲に農地はなく周辺の営農に支障を及ぼすおそれはありませんが、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

申請地は、地域計画目標地図に位置づけられておらず、地域計画の影響も軽微であると考えられます。

資金については、自己資金を予定しており資金の確保もされております。

許可後、すぐに着工する計画となります。

第２項及び別冊航空写真は１０ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が売買により権利取得し、住宅及び資材置場、駐車場に転用しようとするものです。

申請人は、父が経営する造園会社に勤めており、現在家族とアパートに居住しておりますが手狭となったため、新たに住宅を建築しまた、家業の資材置場として転用を計画したものととなります。

申請地は、北山出張所からおおむね５００ｍ以内に所在する第二種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は、北を宅地、西を山林、南を道路、東を農地に接しております。東側農地の敷地境界には見切りを設置する計画で、し尿及び雑排水は敷地ポンプアップ式の合併処理浄化槽を設置して、西側側溝へ放流、雨水は地下浸透とする計画です。

また、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

申請地は、地域計画目標地図に位置づけられておらず、地域計画の影響も軽微であると考えられます。

資金については、借入を予定しており融資資金の確保もされております。

許可後、すぐに着工する計画となります。

第3項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。申請人が、使用貸借により権利設定し、農産物の貯蔵、処理加工施設に転用しようとするものです。

申請人は、2年ほど前から農業経営を行い、主に落花生やサツマイモ、干し芋などを生産、販売している、認定新規就農者です。今回、農産物加工品の需要に応えるため、新たに加工施設を建設するため、申請人の父が所有する農地に貯蔵、処理加工施設を建設したく転用を計画したものととなります。

申請地は、市街化区域に近傍する第二種農地に該当し、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。

周囲は、東西を道路、南を宅地、北を申請者が耕作する農地に接しています。敷地境界には見切りを設置する計画で、排水は合併処理浄化槽での処理後、道路側溝へ放流する計画となります。

また、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。

申請地は、地域計画目標地図に位置づけられておらず、農業施設として建設するため地域計画の影響は軽微であると考えられます。

資金については、国及び県の助成金利用するほか、残額については、無利子の融資である制度資金、青年等就農資金を活用する予定となります。ただし、助成金の交付については既に決定されていますが、制度資金の融資元である政府系金融機関から、融資決定に際して事前に農業委員会での許可相当との判断が必要であると伺っております。融資審査は問題なく済んでいることを確認しており、融資実行が確実であることを証する書面を事後提出することを条件とし、許可相当としたいと考えております。

なお、許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

はい、お願いします。

19番 近藤千鶴委員

はい、私ですよね。

議長

はい。

19番 近藤千鶴委員

第1項の星山の沈砂池と調整池の法面という転用事情がありますが、第1項ですが、こうやって

砂利をこういう販売したり、また砂利の工場を造るときには、調整池なんてあらかじめ事業の始める前に、義務化されて造るわけなのですけれども、今回。

議長

法面。調整池じゃなくて、法面。

調整池の周りで。いいですね。

事務局 池田主査

おっしゃるとおりです。

議長

はい。

19番 近藤千鶴委員

あ、分かりました。また調整池を造ってね、また何かあるのかと思ったものですから。すみません、ちょっとどうも斜めに見るくせがあって、すみません。お願いします。あ、このこと、調整池。

議長

ほかに何か御質疑。

〔挙手なし〕

議長

それでは御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第40号は、原案のとおり処理することに決定しました。

議第41号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、はい、お願いします。

事務局 押尾主任主査

はい、それでは議案の17ページを御覧ください。朗読します。

議第41号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は、羽鮒で妙行寺の南に位置する農地です。線引き前から申請地上に建築物が建設されており、10年以上前からの長期間宅地化していることが確認できます。現地の状況から農地への復

元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

申請地は、住宅が建築されており、都市計画法上の許可も線引き前宅地として問題はありません。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

はい、19番。

19番 近藤千鶴委員

はい、議題41号第1項について、調査の結果を報告いたします。

10月3日午後1時15分より、行政書士と、事務局お二人と、佐藤農業委員と私の4人で調査立会いをいたしました。

申請人は、農地法を熟知しておらず今までに至った経緯がありましたが、今後しっかり手続きをするとの意思が確認されました。

現地は既に家屋が建っており農地としては不向きな土地で、農業委員会事務局の申請書のとおりで問題ありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第41号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第41号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第10号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

はい、事務局です。

本日、机上に配付しております、農地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。説明に先立ちまして内容に訂正が生じたので、お手数おかけして申し訳ございませんが、対応をお願いいたします。

お手元の議案の3ページを御覧ください。3ページが農用地利用集積等促進計画の概要と題されたものでございます。その表題の下が表となっております。その表の一番上の項目覧を御覧ください。左側から空欄、その隣が貸借終了（所有権移転発生）年月日、その隣の上段が面積、その隣が関係農家とありますけれども、こちら、ちょうど表の真ん中辺りに関係農家とありますけれども、こちらが訂正していただくところになりますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。関係農家の項目の下、左が借手、右が貸手となり、現在その下のマスのところが空欄になっておりますが、こちらに数字の記入をお願いいたします。まず1行目、面積の計の欄が6, 8 2 1. 0 0とありますけれども、その隣の借手こちらの欄に4、そしてその隣の貸手の欄にも4の記入をお願いします。したがって、1行目は4、4と同じ数字が入ることになります。次に2行目、その下のところ。面積の計の欄が、2, 5 2 4. 0 0の隣、借手の欄に1、その隣の貸手の欄に2の記入をお願いします。したがって、2行目は1、2となります。次にその下に、5マス空欄がありますけれども、その下面積の計の欄が、9, 3 4 5. 0 0とありますけれども、その隣の借手、その隣の貸手、どちらも今0、0と入っております。それぞれ左側の借手のほうを5、その隣の貸手のほうを6と記入をお願いしたいと思います。したがって、この行は5、6という数字が入ります。よろしいでしょうか。

訂正は以上でございます。お手数をおかけしてしまい、申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは改めまして、議案の表紙にお戻りください。朗読いたします。

協第10号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年10月7日付、富農第1180号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案をめぐっていただきまして、4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。朗読します。

第1項、受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は8万4, 830平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。お茶を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は1万189平方メートルになります。

第3項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は1万6, 093. 52平方メートルになります。

第4項及び第5項は、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。第4項は野菜、第5項は果樹を栽培し、設定期

間はそれぞれ１５年で新規になります。移転後、経営面積は１３万５，８１３．８２平方メートルになります。

第６項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は１０年で新規になります。移転後、経営面積は１万１，１６５平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第１８条第５項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

協第１０号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第１０号は、原案のとおり処理することに決定しました。

以上、これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、１１月１２日を予定しております。

以上をもって、令和７年１０月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後２時１３分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 8 番

会議録署名人

1 9 番